

令和6年11月25日
令和6年度第2回茅ヶ崎市行政改革推進委員会

受益者負担適正化の基準（素案）について

茅ヶ崎市 行政改革推進課

本議題で特に意見をいただきたい部分について

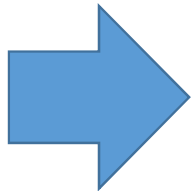
- ① 使用料、利用料金及び手数料における検証及び見直し時期の妥当性について
- ② 激変緩和措置に関する考え方について
- ③ 使用料の施設別負担割合の設定について
- ④ 使用料、利用料金における算定方法・算入経費について
- ⑤ 減額免除の考え方について

受益者負担の原則について

- ・各公共施設の維持管理や証明書等の発行に係る経費については、公費（税金等）とそのサービスを利用する方から対価として得る、使用料や利用料金、手数料によって賄っています。

ただし

- ・公費（税金等）で賄う場合には、そのサービスを利用していない方にも費用を負担していただくこととなります。



① サービスを受ける方、② サービスを受けない方との負担の公平性を図ることを目的とするものです。

見直しの必要性について

※受益者負担適正化の基準 1 ページ

見直しの必要性

- ・ 人件費や物価、光熱水費の高騰による**施設の維持管理コストの増大**
- ・ 本市では受益者負担に関する**統一的な基準がなく**、近隣自治体との均衡を主な理由として**据え置かれたものが多い**
- ・ 各公共施設の使用料や証明書等の発行に係る手数料における「**受益者負担**」と「**公費負担**」における割合の**明確化**
- ・ 「**減額免除に関する考え方**」を本基準に統合することで、「**受益者負担**」と「**減額免除**」の**一体的**な適正化を目指していく

受益者負担の適正化に向けた基本方針について

※受益者負担適正化の基準 3、4 ページ

基本方針

- (1) 受益者負担の原則
- (2) 受益者負担と公費負担の負担割合の設定
- (3) 算定方法の明確化
- (4) 使用料等の検証と見直し
- (5) 激変緩和措置の適用

使用料、利用料金、手数料について

※受益者負担適正化の基準 4 ページ

(1) 使用料

⇒市直営施設において、利用者が施設を利用する際に市が徴収する料金

ex) コミュニティホール、ハマミーナなどの利用にあたって発生する料金

(2) 利用料金

⇒指定管理者制度導入施設において、利用者が施設を利用する際に指定管理者が徴収する料金

ex) 体育館、市民文化会館などの利用にあたって発生する料金

(3) 手数料

⇒特定の者のためにする事務への対価

ex) 住民票、戸籍謄本、各種証明書の発行に係る料金など

算定方法の明確化について

※受益者負担適正化の基準 3 ページ

施設等を運営するにあたっては

- ① 公の施設の維持管理
- ② 証明書交付等の行政サービス



イニシャルコスト

- ・建物建設費（減価償却費含む）
- ・土地購入費
- ・システム導入費



ランニングコスト

- ・人件費
- ・光熱水費
- ・小規模の修繕費
- ・印刷製本費

算定方法の明確化について

※受益者負担適正化の基準 3 ページ

本来であれば
これらすべての費用を回収することが望ましいですが．．

公共施設は「住民の福祉を増進することを目的」として設置



イニシャルコスト

公費負担



ランニングコスト

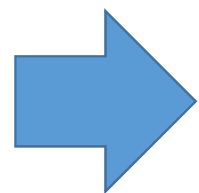
受益者負担

① 使用料等の検証と見直しについて

※受益者負担適正化の基準 4 ページ

(1) 使用料、利用料金

⇒ランニングコストに係る検証を5年ごとに実施



使用料の改定が必要だと判断されたものに限り、**見直しを検討**することとします。

議論のポイント

※使用料の改定が必要だと判断された場合とは...

① 現行料金が1,000円以上の場合

⇒ランニングコストに係る検証を踏まえ、改定後の料金を算出した結果、**現行料金と±10%以上の差**が生じた場合

② 現行料金が1,000円未満の場合

⇒ランニングコストに係る検証を踏まえ、改定後の料金を算出した結果、**現行料金と±50%以上の差**が生じた場合

① 使用料等の検証と見直しについて

※受益者負担適正化の基準 4 ページ

(2) 手数料

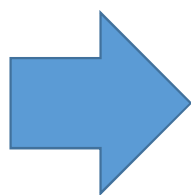
⇒国、神奈川県による手数料の基準となる政令等に変更が生じた際に見直しを検討

② 激変緩和措置の適用について

※受益者負担適正化の基準 4 ページ

本基準に基づき、使用料等を見直した場合

- ① 現行料金と著しく差が生じる
- ② 近隣自治体、民間類似施設との料金設定に大きな差が生じる

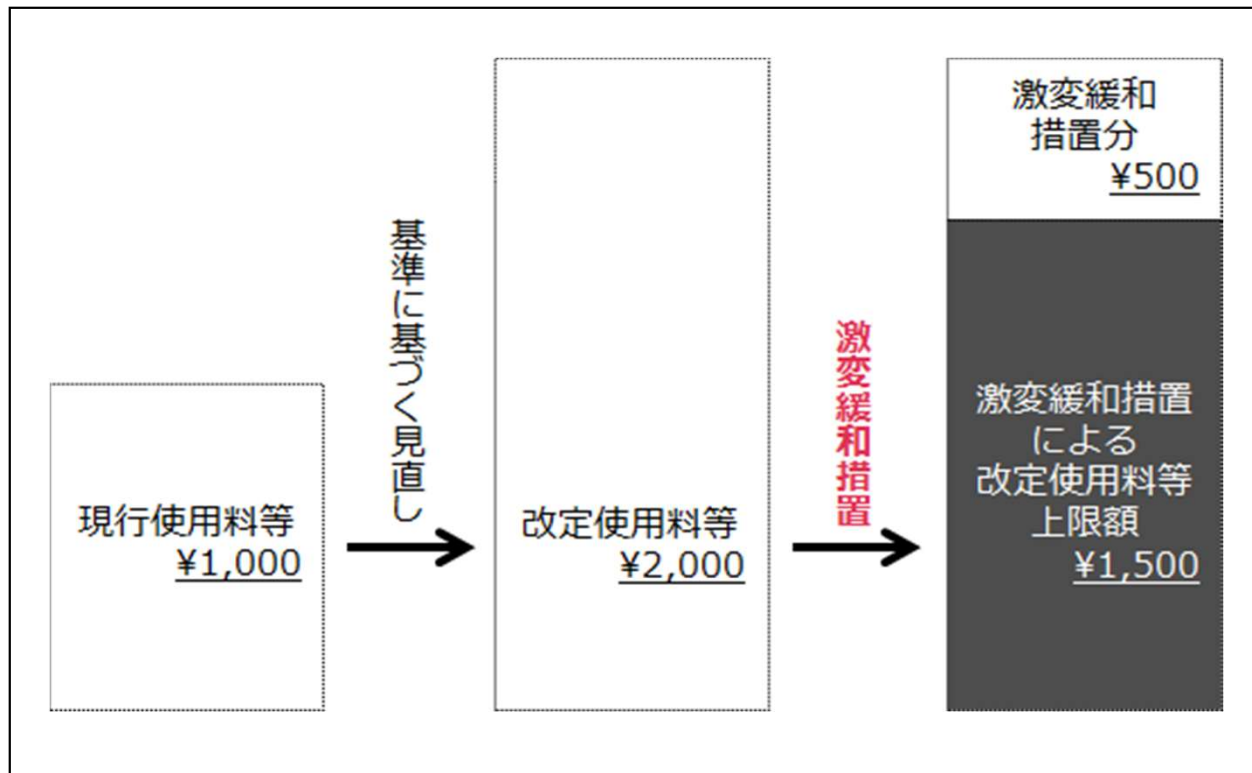


市民生活への影響や近隣類似施設との状況を踏まえ、
受益者の急激な負担増加とならないよう、一定の値上げ幅に
収まるよう**激変緩和措置を検討した**上で、料金を決定します。

② 激変緩和措置の適用について

※受益者負担適正化の基準 4 ページ

激変緩和措置による考え方のイメージ図



※激変緩和措置によって現行料金の150%（1.5倍）を上限とした場合

- ① 現行使用料：1,000円
- ② 改定使用料：2,000円
- ③ 激変緩和措置による使用料
 - ⇒ 現行使用料 × 1.5倍
 - ⇒ 1,000円 × 1.5倍
 - ⇒ **1,500円**

結果

⇒ ② > ③ となったため、

③ 激変緩和措置を適用した金額を新たな使用料等とします。

第1章

使用料、利用料金について

対象とする使用料、利用料金について

※受益者負担適正化の基準 5 ページ

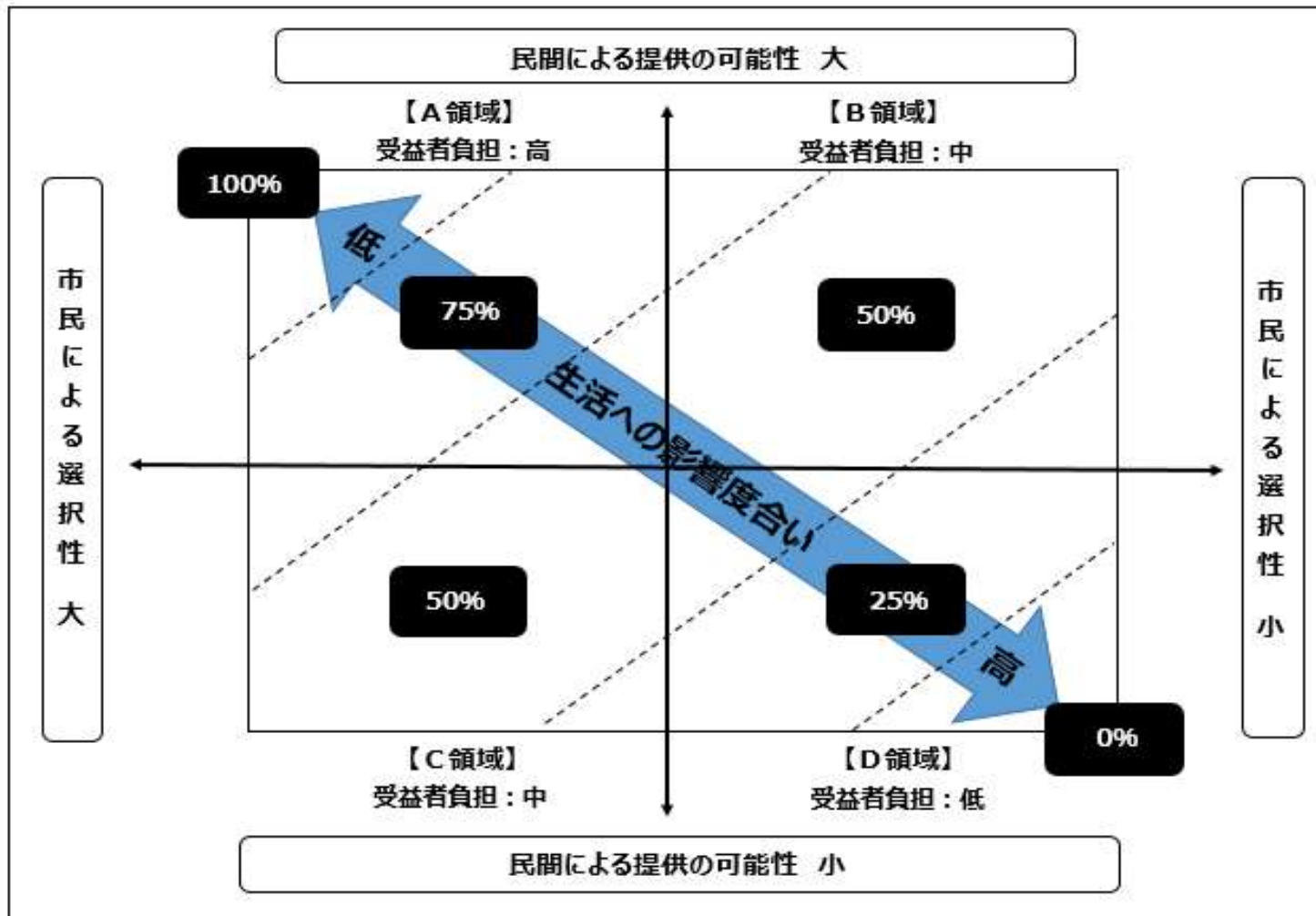
原則、すべての公の施設に係る使用料及び利用料金を対象

※対象外

- ① 市が独自に使用料及び利用料金を定めることができない施設
ex) ケアセンター、保育所、市営住宅など
- ② 市が使用料及び利用料金を徴収することができない施設
ex) 小学校・中学校、図書館、道路など
- ③ 独立採算を目指す施設
ex) 下水道に係る施設、病院など

③ 使用料の施設別負担割合について

※受益者負担適正化の基準 6 ページ



第1段階

縦軸：民間による提供の可能性
横軸：市民による選択

第2段階

斜め軸：生活への影響度合い



これら **2段階の判定**により、
各公共施設の受益者による
施設別負担割合を決定

③ 使用料の施設別負担割合について

(1) 第1段階の判定について

※受益者負担適正化の基準 6、7 ページ

領 域	負担割合	サービスの性質
A 領域	受益者負担 50～100%	民間により提供されている、かつ民間による提供だけで賄うことができるサービスであり、利用者がそのサービスを受けるかどうか選択の余地が大きいもの
B 領域	受益者負担 25～75%	民間により提供されている、かつ民間による提供だけで賄うことができるサービスであるが、利用者がそのサービスを受けることが必要不可欠であるもの
C 領域	受益者負担 25～75%	民間では提供されていない、または民間による提供はされているが、行政が運営しなければ十分に提供できないサービスであり、利用者がそのサービスを受けるかどうか選択の余地が大きいもの
D 領域	受益者負担 0～50%	民間では提供されていない、または民間による提供はされているが、行政が運営しなければ十分に提供できないサービスであり、利用者がそのサービスを受けることが必要不可欠であるもの

③ 使用料の施設別負担割合について

(2) 第2段階の判定について

※受益者負担適正化の基準 6、7 ページ

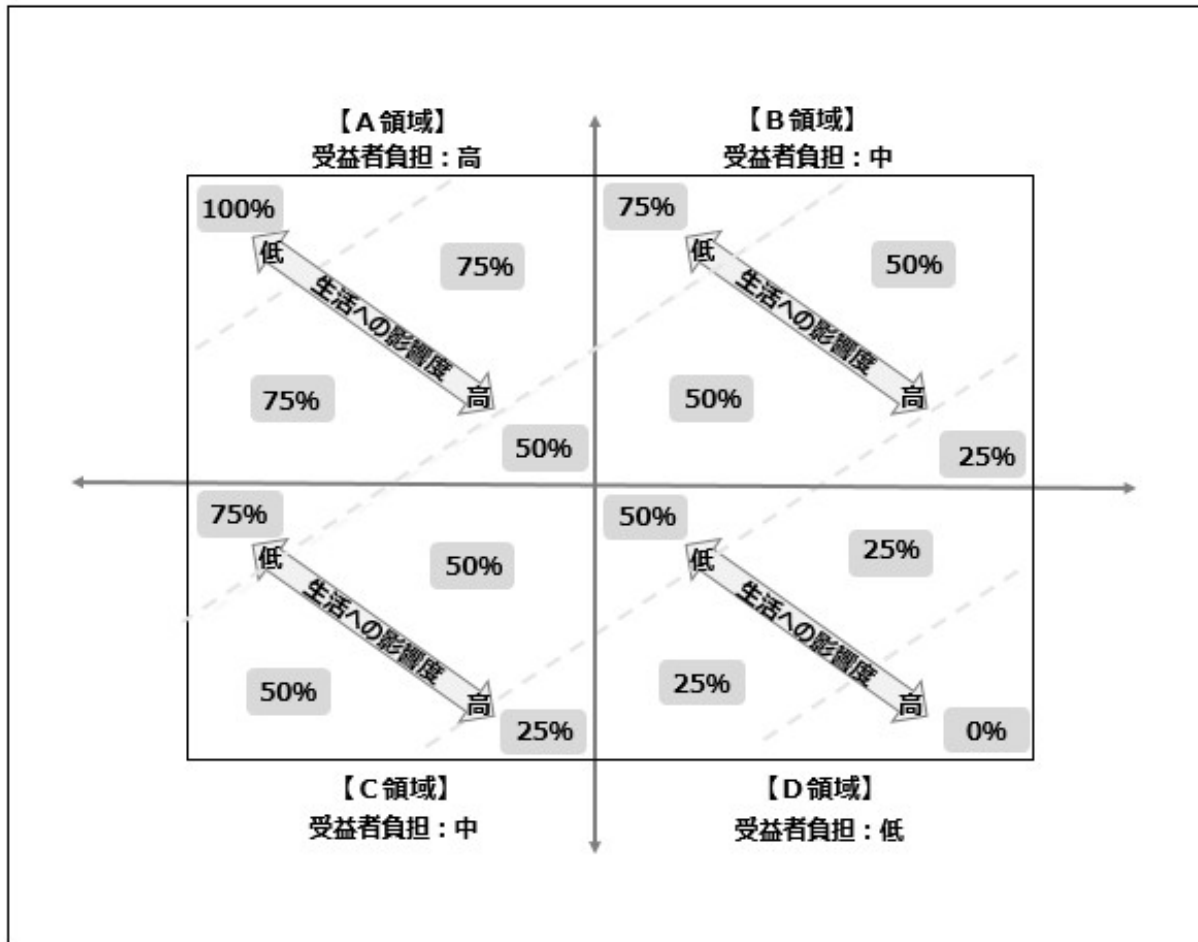
評価指標

生活への影響度合い

⇒施設が存在しないことで、日常生活や公衆衛生に甚大な影響を及ぼすものであるか

ex)
影響度高：斎場
影響度低：駐車場、体育館等

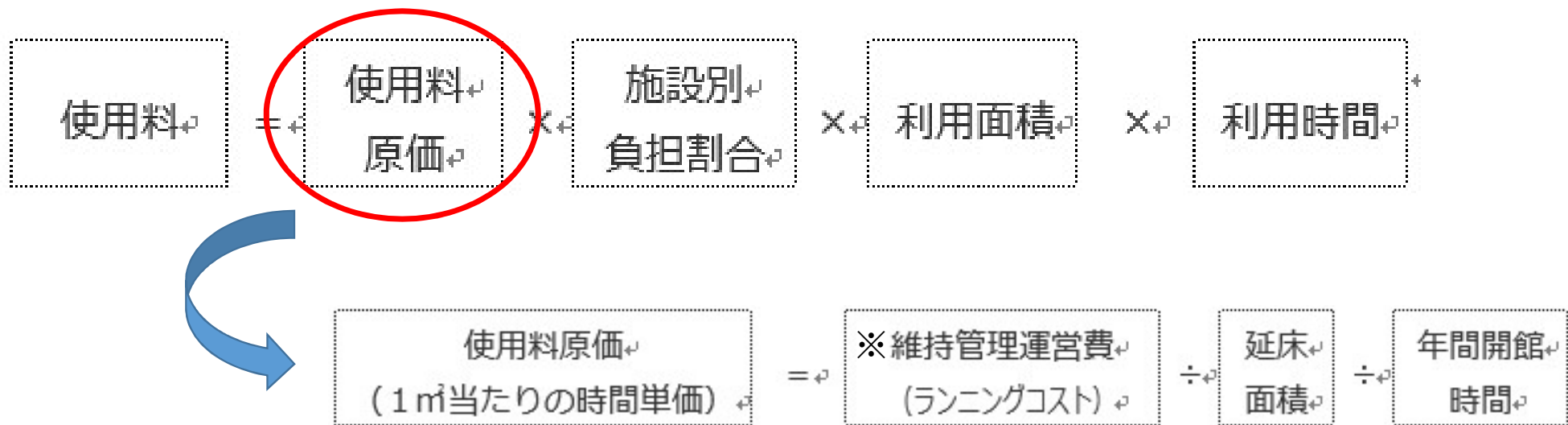
それぞれの領域において、上記指標に基づき判定を行い、最終的な「**受益者負担割合**」を決定します。



④ 使用料の算定方法について

※受益者負担適正化の基準 8 ページ

(1) 専用利用（会議室など一定区画を一定時間占用して利用する場合）



※維持管理運営費は、使用料改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値

④ 使用料の算定方法について

※受益者負担適正化の基準 12 ページ

(1) 専用利用 (A 会議室を 2 時間利用する場合)

	A 会議室	B 会議室	事務室	共用部	合計
面積 (㎡)	400	200	100	100	800

- ・ 維持管理運営費：6,000,000円 (※使用料予定年の直近 3 箇年の決算額の平均値)
(ランニングコスト)
- ・ 施設別負担割合：50% (受益者負担割合)
- ・ 年間開館時間：2,500時間
- ・ 現行の使用料：1,000円/1 コマ (2 時間)
- ・ 激変緩和措置：なし

(A) 使用料原価 = 維持管理運営費 ÷ 延床面積 ÷ 年間開館時間
(ランニングコスト)

= 6,000,000円 ÷ 800㎡ ÷ 2,500時間 ÷ 3.0円

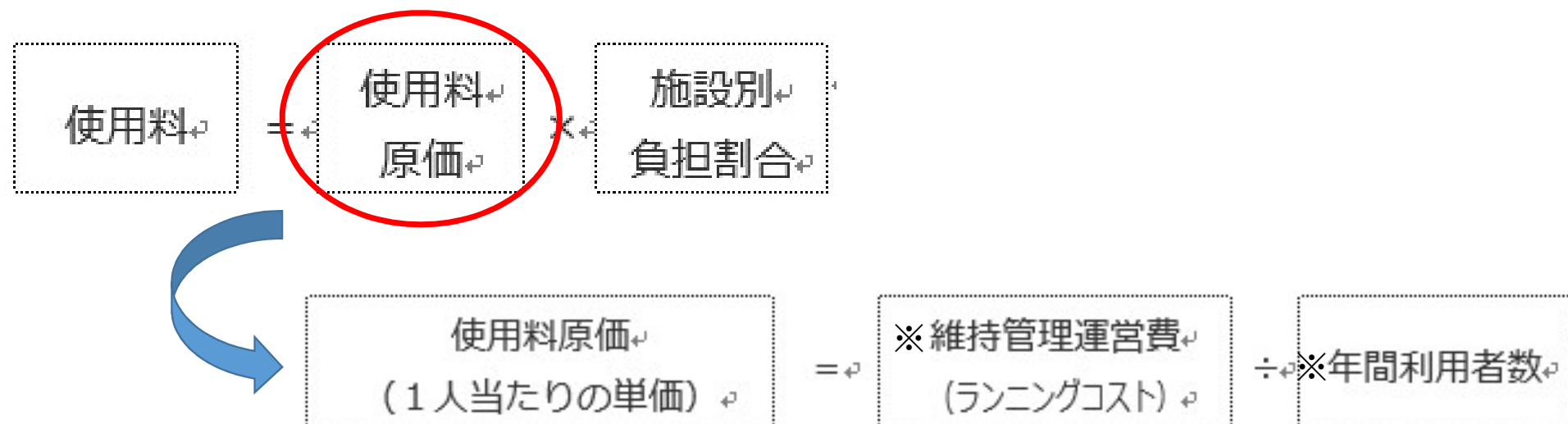
(B) 使用料 = 使用料原価 × 施設別負担割合 × 利用面積 × 利用時間

= 3.0円 × 0.5 × 400㎡ × 2時間 = **1,200円**(改定後料金)

④ 使用料の算定方法について

※受益者負担適正化の基準 8 ページ

(2) 個人利用（プールなど一定区画を占有せず個人で利用する場合）



※維持管理運営費は、使用料改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値

※年間平均利用者数は、使用料改定予定年の直近3箇年の年間利用者数の平均値

④ 使用料の算定方法について

(2) 個人利用（プールを1回利用する場合）

※受益者負担適正化の基準 12ページ

- ・維持管理運営費：10,000,000円（※使用料予定年の直近3箇年の決算額の平均値）
（ランニングコスト）
- ・年間平均利用者数：5,000人
- ・施設別負担割合：100%
- ・現行の使用料：300円
- ・激変緩和措置：あり（現行使用料の200%を上限とした場合）

$$\begin{aligned} \text{(A) 使用料原価} &= \text{維持管理運営費} \div \text{年間平均利用者数} \\ &\quad \text{(ランニングコスト)} \\ &= 10,000,000\text{円} \div 5,000\text{人} = 2,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(B) 使用料} &= \text{使用料原価} \times \text{施設別負担割合} \\ &= 2,000\text{円} \times 100\% = 2,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(C) 激変緩和措置} &= \text{現行の使用料} \times 200\% \\ &= 300\text{円} \times 200\% = \underline{600\text{円}} \quad \text{(改定後料金)} \end{aligned}$$

④ 公の施設の維持管理運営費（ランニングコスト）に算入する経費

※受益者負担適正化の基準 10 ページ

費用	内容							
人件費	施設の維持管理運営に携わる職員等の人件費							
需用費	<table> <tr> <td>消耗品費</td><td rowspan="4">事務用品などの消費的な物品の取得に要した費用及び修理等に要した費用 ※ 修繕料は軽微なもの（100万円未満）のみ</td></tr> <tr> <td>燃料費</td></tr> <tr> <td>印刷製本費</td></tr> <tr> <td>修繕料</td></tr> <tr> <td>光熱水費</td><td>施設の維持管理運営に要した電気、ガス、水道の使用料</td></tr> </table>	消耗品費	事務用品などの消費的な物品の取得に要した費用及び修理等に要した費用 ※ 修繕料は軽微なもの（100万円未満）のみ	燃料費	印刷製本費	修繕料	光熱水費	施設の維持管理運営に要した電気、ガス、水道の使用料
消耗品費	事務用品などの消費的な物品の取得に要した費用及び修理等に要した費用 ※ 修繕料は軽微なもの（100万円未満）のみ							
燃料費								
印刷製本費								
修繕料								
光熱水費	施設の維持管理運営に要した電気、ガス、水道の使用料							
役務費	<table> <tr> <td>通信運搬料</td><td rowspan="5">郵便代・電話代など施設が受けたサービスの対価として要した費用</td></tr> <tr> <td>広告料</td></tr> <tr> <td>手数料</td></tr> <tr> <td>筆耕翻訳料</td></tr> <tr> <td>各種保険料</td></tr> </table>	通信運搬料	郵便代・電話代など施設が受けたサービスの対価として要した費用	広告料	手数料	筆耕翻訳料	各種保険料	
通信運搬料	郵便代・電話代など施設が受けたサービスの対価として要した費用							
広告料								
手数料								
筆耕翻訳料								
各種保険料								

費 用	内 容
委託料	施設の維持管理運営の外部委託に要した費用
使用料及び賃借料	その他、施設の維持管理運営に要した費用 ※ 減価償却で計上するものは除く
原材料費	
備品購入費	
※ 施設の特性により、上記範囲内の費用が、施設の維持管理運営に要しない場合には、積算の対象としないこととします。また、上記範囲外の費用についても、施設の維持管理運営に要する場合には、積算の対象とすることとします。	
※ 施設の維持管理や運営費にかかる費用に対し、国や県などから補助があるような場合については、上記費用から控除して計算します。	

使用料、利用料金における留意事項

※受益者負担適正化の基準 11、12ページ

① 曜日・時間帯別の料金設定（ダイナミック・プライシング）

⇒各公共施設における適正利用を図るため、利用の実態を勘案した上で、曜日や時間帯によって使用料、**利用料金に差を設ける**ことができます。

② 市民以外が利用する場合の料金設定

⇒市が所有する公の施設は、市民が利用することを目的として設置していることから、市民、市外利用者における受益者負担適正化の観点から「**市外料金**」を設定することができるものとします。

③ 商用利用を目的とした場合の料金設定

⇒金銭的利益を目的として公の施設を利用する場合には、通常料金とは別に料金設定ができるものとします。

第2章

手数料について

対象とする手数料について

※受益者負担適正化の基準 5 ページ

原則、**茅ヶ崎市手数料条例で定めるすべての手数料**を対象

※対象外

・ 法令の規定により、料金または算定方法が定められているもの

- ① 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料
- ② 戸籍法の規定に基づく戸籍謄本・抄本等の交付等に係る手数料

第3章

減額免除について

⑤ 使用料、利用料金の減額免除について

※受益者負担適正化の基準 15 ページ

(1) 減額免除の考え方について

⇒減額免除については**政策的な配慮に基づき**実施するものであることから、**通常利用者との公平性・公正性が確保されないため、真にやむを得ないものに限定する必要があります。**



- ・ 減額・免除する理由が拡大的に解釈されている
- ・ 施設利用者の固定化
- ・ 施設間において減額免除に関する基準が統一されていない

⑤ 使用料、利用料金の減額免除について

※受益者負担適正化の基準 16 ページ

(2) 統一的な減額免除の基準について

- ① 社会通念上、**市の援助が妥当であると認められる施設※**
- ② ①を満たしているかつ、**当該施設の設置目的に合った利用をする場合**

具体的な減額免除区分

区 分	適用範囲
免 除	市が主催または共催するとき
減 額	公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき

※市の援助が必要であると認められる施設

- ・高齢者、子ども、障がい者などが利用することを前提としている施設
- ・社会教育、就労機会、女性活躍推進または地域コミュニティなどを形成するために必要となる施設